

公示番号：160287

国名：ネパール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・確認調査（灌漑施設／参加型水管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑施設／参加型水管理
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年6月中旬から2016年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 3.00M/M、合計 3.50M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 5日、現地業務期間 90日、国内整理期間 5日
現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月7日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	灌漑分野に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ネパールの農業は、国内労働人口（15歳から60歳）の65.1%（2011）が従事し、国内総生産（GDP）の32.6%（2013/14、農林業セクター）を占める、同国の主要産業の一つである。

また、ネパール国の農業の特徴は平野地域と山岳・丘陵地域で異なり、平野地域であるタライ平野（標高60mから300m）では、灌漑等を活用して主にコメ・コムギ等の食糧が生産されており、山岳・丘陵地域（標高300m以上）では野菜や果樹、畜産品（特に牛乳）等の高価値産品が普及されている。タライ平野は、ネパール国の全耕作面積の53%、全灌漑面積の81%を占める穀倉地帯となっており、食料作物の全国生産量に占める割合は、コメの70%、コムギの58%、野菜の59%となっている。

ネパール政府は農業展望計画（Agricultural Perspective Plan 1995/96年－2014/15年）において、タライ平野での食料作物の生産向上と農業所得の向上を掲げ、その目標を達成するために、通年灌漑システムの開発強化、農村道路の建設・改修、農業技術の改善と普及の強化、受益者や地域社会を巻き込んだ政府関連機関の事業実施メカニズムの改善・強化を謳っている。灌漑施設整備についてはネパール政府やドナーによる継続的な取り組みが長年にわたって行われてきたが、既存の灌漑施設が十分に機能していない問題や、定期的な修繕や水利費の徴収が不十分な状況、及びこれらに対応するための組織的な能力強化が重要な課題として挙げられており、今般政府によって承認された農業開発戦略（Agriculture Development Strategy, ADS 2015/16年－2034/2035年）においても、灌漑施設の修繕や水利組合の能力強化の重要性が述べられている。

上記背景の下、ネパール政府より我が国に対して、タライ平野における灌漑施設の維持・管理能力強化にかかる支援の要請が出された。これを受け、個別案件の形成に先立ち、タライ平野の灌漑セクターにおける協力の方針や効果的な援助アプローチ等を検討するために本調査を実施することとなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ネパール灌漑省灌漑局¹（Department of Irrigation、以下「DOI」）とタライ平野を所轄するDOIの地方機関（地域事務所の下に、郡事務所、サブ District Office、IMD（Irrigation Management Division）、MMD（Mechanical Management Division））²を本調査 C/P 機関とし、タライ平野の灌漑施設の維持管理（操作・修繕を含む）の現況及びこれに関わるネパールの政策・制度・組織面の情報を収集し、タライ平野における灌漑セクターへの協力の方針や灌漑施設の維持管理における効果的な援助アプローチ等を検討するため、以下の調査を行う。なお、援助アプローチの検討においては、具体的な地区での既存灌漑施設の維持管理の問題点や課題を十分に調査のうえ、日本の支援が有効に活かせるように配慮すること。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年6月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ネパール政府作成の政策・計画文書や関連報告書等を参照し、ネパール及びタライ地域の農業セクター（特に灌漑農業分野）の状況、政府の政策と今後の方針、他ドナーの支援状況、現在の課題等に関する基礎情報を収集・整理する。また、タライ地域（特に灌漑システムの整備）の現状と課題を把握する。
- ② JICA 農村開発部及びネパール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む業務計画書（和文及び英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち同農村開発部に提出する。併せて、ネパール事務所にもデータを送付す

¹ ネパールでは、農業開発事業全般を農業開発省（Ministry of Agriculture Development : MoAD）が担っており、作物、畜産、水産をカバーし、農業セクターにおいて非常に大きな役割を果たしている。灌漑事業は灌漑省（Ministry of Irrigation）の管轄となっている。

² 現地踏査の対象地域はタライ平野に限定する。

る。

(2) 現地業務期間 (2016年6月中下旬～2016年9月中旬)

【以下、首都カトマンズでの調査を想定】

- ① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/P 機関 (DOI) に業務計画 (英文) を提出し、調査の内容や留意点について協議・確認する。
- ② DOI を始めとする灌漑省関係部局や農業省等関係機関等から、灌漑農業に関連する政策、法律、制度や灌漑管理移管 (Irrigation Management Transfer、以下「IMT」) の進展などについて情報収集、ヒアリングを行い、ネパール国灌漑農業開発に関する政策及びその実施状況を把握する³。また、これらとの関係を整理・確認しつつ、関連の法律・制度⁴の目的及び内容を確認する。特に、灌漑施設の農民への移管・委譲 (IMT) については、政策や法律等における IMT の位置付け (規定される場合は実施計画や手順を含む) のほか、実施状況や進捗状況なども調査・確認する。
- ③ ネパール政府関係機関 (財務省及び灌漑省関係部局を想定) や関連ドナーから、次の概況を把握する。

ア) ネパール国財務省が 2014 年 7 月に策定した「開発協力政策 (Development Cooperation Policy、以下「DCP」)」の内容

イ) 過去、現在及び今後実施される予定の灌漑プロジェクトの内容と維持管理の課題。

また、灌漑プロジェクト実施の場合のローカルリソースの活用状況など。

なお DCP の調査は、JICA ネパール事務所とも十分に情報を共有して行う。

【以下、タライ平野での調査を想定】

- ④ タライ平野の地域全体的な社会的背景⁵や灌漑及び維持管理の現況を確認する。タライ平野への現地踏査、当該地域の郡／郡開発委員会 (District Development Committee : DDC) 及び DOI 地方機関へのヒアリングを通じ、必要情報を収集する。なお、灌漑及び維持管理については、次の項目を想定する。

ア) 灌漑の現状

イ) 実施体制と関連機関・組織 (関係組織⁶) の役割分担

ウ) 農家の参加意欲、並びに維持管理費の負担能力や意欲

なお、灌漑の現状を確認する際は、タライ平野における灌漑の整備状況・利用状況やその効果 (生産性の向上や貧困率の削減等) が明確となるように情報を収集・整理する⁷。

また、イ) の実施体制と役割分担は、以下⑤に示す灌漑管理区分ごと⁸に明確にしつつ、具体的に調査・確認する⁹。

³特に、農業展望計画 (Agriculture Perspective Plan: 1995/96-2014/15) 及び次期計画である農業開発戦略 (Agriculture Development Strategy) の内容及び位置づけ、また、国家水計画 (National Water Plan 2005) の目標指針の達成方法や状況及びその後の計画や位置づけを確認する。

⁴水法 (Water Law 1853 Nepal)、灌漑規則 (Irrigation Regulation (1989/2000))、灌漑政策 (Irrigation Policy (1992/1997/2003/2013)) などを想定。

⁵歴史的な背景や土地所有の問題、社会包摂や平和構築への対応など。

⁶関係組織としては、DOI とその地方機関、水利組合連合や水利組合を想定。

⁷情報として次の①～⑤を想定：①灌漑面積や開発の推移、②地域別、規模別の灌漑面積 (地区数) の推移、③各地区の概要及び一覧表の作成 (灌漑方式、灌漑施設の状況、灌漑面積、作付面積、水利組織の設立状況等)、④穀物別の自給率の推移、⑤地下水灌漑の状況と展望等

⁸灌漑管理区分ごとの調査・確認事項として次の①～③を想定：①AMIS 地区、FMIS 地区と共同管理地区の相違点、②地区数等の状況及び地区の灌漑施設の状況、③これら区分における調査、計画、施工、維持管理の実施者。

⁹実施体制と役割分担の調査・確認事項として次の①～③を想定：①各組織体制、②人員、能力等の状況、③水利組合連合や水利組合の法的根拠、位置付け及び実態 (役割分担や費用分担等。なお、政府機関から水利組合連合や水利組合への支援状況を確認する際は、特にその法的 (規則等を含む) 位置づけと実態の差異に注意する。) ¹⁰ 2015 年、灌漑局の中に部署を新設し、また現場の担当者も増やしたという情報があるため、最新の組織体制や今後の方向性を確認すること。

- ⑤ 上記④でタライ平野全体の概要把握に続き、タライ平野の個別地区における問題点や課題を、個別地区における現地踏査及び当該地域の DOI 地方機関等関係組織へのヒアリングを通じて整理する。なお、調査地区数は、農民管理灌漑システム（Farmer Management Irrigation System、以下「FMIS」）地区については 2～3 地区の調査、政府機関管理灌漑システム（Agency Management Irrigation System、以下「AMIS」）地区及び共同管理地区については、適切に維持管理がなされている地区及び適切に維持管理が行われていない地区それぞれ 1 地区の調査を実施する。各地区において想定する確認項目は以下ア～オ）のとおり。

ア) 水利組織の組織体制と運営

1) 組織体制

- ・組織体制、規約の整備状況、役員の選定方法、認可・登録方法等

2) 運営

- ・総会の実施状況、財政管理・報告、農民への連絡方法等

イ) 灌漑施設の整備（調査から施工まで）

1) 灌漑施設の状況（聞き取り及び踏査により確認）

- ・各施設の機能状況、破損状況等（問題がある場合には原因も検討）
- ・政府維持管理事業の対象スキームの選定方法

2) 農民参加（PIM）の実施状況

- ・施設の整備、改修における各段階での農民参加状況

ウ) 灌漑施設の維持管理

1) 清掃

- ・各施設（幹線水路、支線水路、末端水路等）の管理（清掃）の実施状況、頻度（実施記録の有無を含む）及び農民による共同実施状況等

2) 補修（改修とは区別して確認する）

- ・各施設（幹線水路、支線水路、末端水路等）の補修の実施状況、頻度（実施記録の有無を含む）及び農民による共同実施状況等

3) 維持管理計画

- ・策定状況、実施状況等

エ) 水配分

1) 水配分計画

- ・策定状況と承認方法等

2) 水配分の実施

- ・実施者、観測及び報告、水利用効率の改善等

オ) 営農（農民のモチベーションの向上）

移管（IMT）の実施に当たっては、農民（水利組合・組織）はこれまで以上に運営・維持管理や水利費等に係る負担が増大することが考えられるため、農民へのメリットの享受が不可欠となる。この一つとして営農支援による農家所得の向上が挙げられる。よって、以下の事項を整理、検討する。

1) 農業の多様化（畜産、果樹、野菜栽培の導入）

2) 乾季作の導入

3) 単収の増大等

- ⑥ また、上記③のイ）で情報を確認した灌漑プロジェクトのうち、タライ平野で実施されるものに関し、その内容と実際を現地踏査及び当該地域関係組織へのヒアリングを通じて、確認する。特に、水利組合支援などのソフトコンポーネントの内容及び実施状況（維持管理の実際）、ローカルリソースの活用状況（活用の実際）を重点的に確認する。

その際、政府職員の職位や資格・経験といった能力レベルや既存の研修や運営維持管理等マニュアルについての確認し、能力や人材が不足する場合には、どの分野が不足しているのかという具体的な確認及びその育成策を確認する。また、農民の能力については、特に農民（水利組合・組織）が実施する維持管理や補修については農民が独自に実施できることを重視する。

【以下、首都カトマンズでの調査を想定】

- ⑦ 上記現地調査結果を踏まえ、DCP 下でも実施可能な灌漑農業分野での日本の協力の方法や支援の枠組みについて確認・分析する。その際、日本の支援の成果をネパール政府が他の地域へ普及・拡大することの実現性や、日本の支援及び協力成果を最大化するための他ドナー支援スキームとの連携（ローカルリソースの活用も含めて）を重視する。
- ⑧ 以上を踏まえ、ネパール関係者及び JICA ネパール事務所とも協議しつつ、タライ平野における既存灌漑施設の維持管理能力の強化に関し、日本の支援が有効に活かせる援助アプローチを検討・提案する。その際、次のような視点を含める。
 - ア) 農民のモチベーションの向上につながる対策の検討
 - イ) 政府職員及び農民の能力等に応じた支援内容の検討¹⁰また、特に農民（水利組合・組織）が実施する維持管理や補修については、農民が独自に実施できる点を考慮する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、C/P 機関との協議を踏まえ、農村開発部及びネパール事務所並びに C/P 機関に基礎情報収集・確認調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（和文・英文）を作成、提出する。内容について JICA 農村開発部及びネパール事務所と協議・確認し¹¹、その結果をファイナル・レポートに反映する。
なお、ドラフト・ファイナル・レポートの作成にあたっては、予め（現地業務完了の 1.5 か月前を目安）、その構成、内容要約を含むレポートの骨子案を JICA 農村開発部及びネパール事務所にデータで提出し、JICA 農村開発部及びネパール事務所と連絡・調整した上で、作成を進めること。

（3）国内整理期間（2016 年 9 月下旬）

基礎情報収集・確認調査報告書（ファイナル・レポート）（和文・英文）を JICA 農村開発部による確認ののち、提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、基礎情報収集・確認調査報告書（ファイナル・レポート）（和文・英文）とする。

（1）業務計画書（和文・英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ネパール事務所、ネパール政府 C/P 機関へ各 1 部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

（2）基礎情報収集・確認調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（和文・英文）

派遣終了時。ネパール政府 C/P 機関には英文のみ、JICA 農村開発部、JICA ネパール事務所には英文及び和文を電子データで提出する。なお、ネパール政府 C/P 機関報告においては、必要に応じ、印刷（簡易製本）にて提出。

（3）基礎情報収集・確認調査報告書（ファイナル・レポート）（和文・英文）

¹⁰ 2015 年、灌漑局の中に部署を新設し、また現場の担当者も増やしたという情報があるため、最新の組織体制や今後の方向性を確認すること。その際、政府職員の職位や資格・経験といった能力レベルや既存の研修や運営維持管理等マニュアルについての確認し、能力や人材が不足する場合には、どの分野が不足しているのかという具体的な確認及びその育成策を確認する。また、農民の能力については、特に農民（水利組合・組織）が実施する維持管理や補修については農民が独自に実施できることを重視する。

¹¹ JICA 農村開発部とは、必要に応じ、TV 会議システムを用いた協議を実施する。

和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ネパール事務所、ネパール政府 C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 農村開発部及びネパール事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ネパール⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ネパール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・一般傭人費（日当・宿泊費）1,750 円×20 日＝35,000 円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、渡航回数は 1 回、現地 M/M、国内 M/M、は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、10 月はダサインと呼ばれるネパール国最大の祭りがあり、C/P 機関を含むネパール政府公官庁職員等の多くが休暇に入るため、9 月下旬までに現地調査を終える計画にて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳および事務員・補助員等備上

必要に応じ、手配。

オ) 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時における C/P 機関との協議については、JICA 事務所がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ネパール事務所内（ネット環境完備）及び灌漑局内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

①公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ ネパール国農業・農村開発プログラム形成準備調査（タライ平野食料生産・農業）最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12127270.pdf>

②配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて配布します。

- ・ 農業開発アドバイザー報告 (Irrigated Agriculture Strengthening Project : Needs for Irrigation Sector Development and Japan's Technical Cooperation, Report on field survey on Irrigation Projects in Terai Area)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 途上国での灌漑農業／灌漑開発分野のプロジェクト実施・調査等関連する経験を有することが求められます。また、灌漑農業分野に係る途上国における灌漑開発行政、灌漑管理移管（IMT）、農民参加型管理（PIM）等に関する知識を有することが望ましいです。
- ③ ネパール国内での作業においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ネパール事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上